

当院における電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

- (1) オンライン請求を行っています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 電子資格確認をして取得した診療情報を、問診や診察を行う診察室または、読影専門医が読影を行う環境下において、医師が閲覧又は、活用できる体制を有しています。
- (4) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定です。
- (5) マイナンバーカードの保険証利用の使用について、一定程度の実績を有しております。
- (6) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

明細書発行体制加算に係る掲示について

当院では、厚生労働省の定めに基づき、明細書発行体制加算を算定しております。領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かるよう、使用した薬剤名や検査名が記載された診療明細書を、無料で発行しております。

(カルテ開示や保険請求などで使用する、診療報酬明細書の複写ならびに複写については自費の区分になるため、有料となっております)

会計時にお渡ししている診療明細書自体は無料ですが、厚生労働省の診療規定に伴い、明細書発行体制加算(1点)を保険請求させていただきます。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、診療明細書の発行を行っております。医療費の透明性向上のため、ぜひご活用ください。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。